



定期購入「返品」だけでは解約になりません



事例

Youtubeを見ていたら、「シワが一瞬で消えるクリーム」の広告が流れてきて、これは良いと思って注文した。

1回だけのお試しのつもりだったのに、2回目が送られてきたので、荷物を受け取り拒否した。

数日後、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら、後日、法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。(70歳代 男性)

こんなことに気をつけよう

◆低価格やお試しを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら、実は定期購入だったというケースが非常に多くあります。

◆自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。

◆ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法や条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの画面をスクリーンショットで必ず保存しましょう。

◆消費者が誤認するような表記があった場合などに、申込みを取り消せる場合があります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 **188** (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】	宮崎県消費生活センター	0985-25-0999
	都城支所	0986-24-0999
	延岡支所	0982-31-0999

